

第63回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成26年12月8日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議席の指定
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期決定の件
- 日程第 4. 行政報告について
- 日程第 5. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号 専決第 16 号）
- 日程第 6. 議案第 86 号 新町まちづくり計画の変更について
- 日程第 7. 議案第 87 号 工事請負契約の変更について（(仮称) 上月地域保育園新築工事）
- 日程第 8. 議案第 88 号 字区域及び名称の変更について
- 日程第 9. 議案第 89 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 10. 議案第 90 号 畑作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 11. 議案第 91 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について
- 日程第 12. 議案第 92 号 町道路線の廃止について
- 日程第 13. 議案第 93 号 町道路線の認定について
- 日程第 14. 議案第 94 号 町道路線の変更について
- 日程第 15. 議案第 95 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 日程第 16. 議案第 96 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 97 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 98 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 99 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 20. 議案第 100 号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 101 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について
- 日程第 22. 議案第 102 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 23. 議案第 103 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 24. 議案第 104 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 25. 議案第 105 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 26. 議案第 106 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 27. 議案第 107 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 28. 議案第 108 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 29. 議案第 109 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 30. 議案第 110 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 31. 同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 32. 請願第 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 33. 委員会付託について

午前09時30分 開会

議長(石黒永剛君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第63回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまに存じます。

開会にあたり一言御挨拶申し上げます。

いよいよ師走も今日8日、歳月人を待たずと申しますが、3月に着工しました第1庁舎西館の工事も順調に進み、本日この新築となった議場において記念すべき定例会の開会ができますこと、皆さんとともに喜びを分かち合いたいと思います。

さて、今期定例会には、条例に関する案件が6件、平成26年度各会計補正予算案が10件、その他工事請負契約の変更についてなど、28案件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、庵途典章君、挨拶をお願いします。

町長(庵途典章君) 皆さん、改めまして、おはようございます。

寒い中、早朝からご参集いただきましてありがとうございます。

師走に入って、もう真冬並みの寒波が襲来して、本当に一気に寒くなりました。日本海側だけでなく広島、また四国のほうで大雪によって車が立ち往生したり、倒木による停電が発生して、大きな豪雪災害が発生をいたしております。

私たち佐用町のほうも雪が降るのではないかと大分心配しましたけれども、白い雪がチラチラとチラつく程度で本当に助かりました。

ただ、こうして寒くなりましたので、風邪が、インフルエンザが流行しているということでもあります。十分に健康にご注意いただきたいと思います。

さて、本日開会をいただきました12月定例議会、今、議長御挨拶いただきましたように、こうして新しく落成をいたしました議場のこけら落しの議会でもございます。

この新しい議場が、これから先、50年、100年、佐用町行政の中核として議論、公論の場として、佐用町の確かな歴史を刻んでいくことを、皆さんとともに祈念したいと思います。

本日、開会いただきました12月議会には補正予算、そして条例案件、上月保育園の工事を進めておりますけれども、それに伴います工事の予算の変更契約、また、教育委員の任命ということで人事案件、それぞれたくさんの議案を上程をさせていただき予定でございます。

それぞれ、十分にご審議をいただきまして、ご賛同いただきますように、よろしく願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(石黒永剛君) はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第63回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．議席の指定

議長（石黒永剛君） 日程第1は、議席の指定でございます。

今定例会より新しい議場での開催となりますので、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配付しております議席表のとおりといたします。

日程第2．会議録署名議員の指名

議長（石黒永剛君） 日程第2は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名いたします。9番、山本幹雄君。10番、岡本安夫君。

以上の両君をお願いいたします。

日程第3．会期決定の件

議長（石黒永剛君） 続いて日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月8日から12月22日までの15日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月8日から12月22日までの15日間と決定しました。

日程第4．行政報告について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第4、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。

町長（庵谷典章君） 議長、特に予定しておりません。

議長（石黒永剛君） 特になしとこのこととあります。行政報告がない旨を報告し、日程第4を終了します。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 5．承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号 専決第 16 号）

議長（石黒永剛君） それでは日程第 5、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号、専決第 16 号を議題とします。承認第 15 号について、当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

本件は、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 7,202 万 5,000 円といたしております。

今回の補正予算は、今月 14 日に投開票が行われる、第 47 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の追加でございます。

まず、歳入でございますが、県支出金 1,700 万円の追加、この度の補正予算の財源でございます。

次に、歳出につきまして、総務費を 1,700 万円追加いたしております。選挙費におきまして、投票立会人などの報酬 218 万 2,000 円、投開票事務従事者手当などの職員手当等 810 万円、需用費 323 万 3,000 円などの経費を計上いたしております。

以上、簡単でございますが専決処分に係る一般会計補正予算の提案説明とさせていただきますので、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石黒永剛君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから承認第 15 号に対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、13 番、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの選挙費、18、備品購入費 50 万円の内容について、具体的に説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これにつきましては、選挙用のプリンターを2台購入ということで挙げております。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。ほかにありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第15号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって承認第15号、専決処分承認を求めることについて、平成26年度佐用町一般会計補正予算第5号、専決第16号は、原案のとおり承認されました。

日程第6．議案第86号 新町まちづくり計画の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第6、議案第86号、新町まちづくり計画の変更についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第86号、新町まちづくり計画の変更について、提案のご説明を申し上げます。

この変更は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことができる期間の特例が定めらることに伴い、計画期間及び財政計画を変更するものでございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第86号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑願います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第86号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 86 号、新町まちづくり計画の変更については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7. 議案第 87 号 工事請負契約の変更について（（仮称）上月地域保育園新築工事）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 7、議案第 87 号、工事請負契約の変更について（（仮称）上月地域保育園新築工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

上月地域保育園新築工事を行うため、平成 26 年 9 月 18 日に、佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設代表取締役春名博喜氏と、消費税込みの 2 億 5,326 万円で契約し、工事を進めてまいりましたが、屋外附帯工事として上月小学校グラウンド側の防球フェンス・ネットフェンス及び U 字側溝布設工事、バックネット整備工事、遊具整備工事、植栽整備工事、職員駐車場整備工事などを追加するため、1,981 万 3,680 円を増額し、工事請負契約の金額を消費税込みで 2 億 7,307 万 3,680 円に変更したいため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明は終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 87 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 遊具の整備ということで挙がっておりますけれど、その中身的に、どういうものが挙がっておるのか。そして、また、ただ単なる今までに使ってあった分の移転があるのか、それともまた、新たに新設するものがあるのか、そこらへんについて伺います。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

遊具につきましては、現在の久崎保育園に災害直後ご寄附をいただきました、贈与いただきました大きな遊具がございます。それが一部使えますので、新保育園のほうに移転させてもらいます。

それ以外の小さな遊具等につきましては、現在の上月保育園の遊具はさびて、移転してまで使えませんので、そういった関係の遊具につきましては、今回、新たに購入ということで計画をしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 中身的に、どのような遊具がありますかと問うていますので、そのことについてもお答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 例えば、久崎の保育園でいきますと、移転の分につきますと、大きなカラフルな滑り台があると思います。あれ、相当金額等が必要なんですけど、それにつきましては、ちょっと今、その詳細な金額は持って上がっておりませんが、大きな滑り台、昔で言うジャングルジムも兼用できますカラフルな滑り台等が久崎の保育園からこちらのほうへ移転をさせていただくようになります。

それ以外に、例えば乗って動くような簡単なものにつきましては、新規で。細かい1点、1点の詳細は持って上がっておりませんが、その関係の遊具で、移設費と、それから新設込みで、概ね基本的な金額は300万円前後の経費を予定をさせてもらっております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 追加工事ということで、いろいろフェンスやU字溝や、それから倉庫や遊具。今、遊具はありましたけれども、それぞれの概算で結構ですから、この1,980万円の中で概算でどれぐらい、それぞれあるんでしょうか。工事費としては。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 3点ぐらいに絞って、数字の報告させていただきたいと思っております。

基本的な工事で、アスファルト舗装関係で約 450 万円。それから、側溝、フェンス、それからバックネット、これ一体で予定をしておりますけど、約 470 万円。それと遊具と植栽関係、この金額も 470 万円。合算しますと 1,390 万円ぐらいになると思いますが、その金額と、もう一つ外部、外用のトイレを今回追加で、子供の緊急のためということで倉庫兼用の 20 平方メートルぐらいな兼用の倉庫兼便所なんですけど、それが概ね 330 万円ぐらいになります。合計金額が 1,700 万円ぐらいになるろうと思いますが、後、共通仮設と現場管理費等含めまして、今回の差額 1,981 万 3,680 円の増額という内訳になります。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 今、お伺いしますと、その屋外とかそういうもので、今ある仮称の上月地域保育園と、建物と一体になったものではないと思うんですけども、植栽とか遊具にしても、その春名建設が直接、こういうふうなのをしなくても、別途で発注できることもできたと思うんですけど、一体として、この追加工事される理由は何でしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず 1 点目は、9 月の工事請負の 9 月 18 日に提案させてもらった時にも、屋外付帯工事等につきましては、再度詳細を検討し、補正等で、また対応させていただくと、設計をし直すということで、町長のほうからも説明を申し上げたと思います。

それと工事の関係上、やはり別の方にお問い合わせするというよりも、工事の工程をスケジュール等も含みながら材料の搬入と、それから、その調整についても同一業者のほうが工期の期間、3 月 25 日までを予定しておりますので、その完成を目指すためにも同一春名さんにお問い合わせをしたいということで、今回、変更契約をさせていただきました。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） そういうふうになりますと、遊具とか、その植栽、全部外ですから、一体というのは、関連があるとは言われますけど、遊具なんかは春名建設が直接つくるわけじゃなしに下請けに出されるんでしょうけれども、そういう専門の業者に出されるんでしょうけれども、この前回の落札率は 90.54 パーセントで、この率でその工事もされるということですから、その春名建設を通さずに、直接、遊具にしても植栽にしてもやったほうが、むしろ一体的にやるよりも効率的だったと思うんですけども、その点は、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 植栽とか舗装、一部建設とかかわる分につきましては、おそらく建設工事業者が一番いいと思います。

遊具に関しましては、確かに言われるように専門的な関係になります。今入っている、例えば久崎の保育園の遊具についても、本当に特殊な遊具でございまして、ただ、その遊具を頼むにしましても、その業者から再度、町内の業者をお願いして、実際には建設等、ただ、現場監督のほうでは、その遊具の専門家が来て指示等は行うことを過去にもやっております。

ですから、今回につきましても、実際には工事請負業者が、例えば基礎を掘って、非常に大きな基礎を掘らないと、この遊具は移設又は撤去ができないので、そういう土工関係が非常に必要な事項になります。

ただ、現場監督につきましても、そういう専門の業者が来て現場監督し指示する。これは、どの業者が来ても一緒になろうかと思っておりますので、今回は、その日程等も含めまして、同一業者をお願いしたいということでの変更契約でございます。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 87 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 87 号、工事請負契約の変更について（（仮称）上月地域保育園新築工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 88 号 字区域及び名称の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 8、議案第 88 号、字区域及び名称の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、字区域及び名称の変更について、提案のご説明を申し上げます。

佐用川河川改修事業・延吉残土処分地造成工事に伴い、平成 23 年度から平成 26 年度に延吉地区共同施行により、ほ場整備工事を実施してきました。

その事業の換地処分にかかり、字の区域及び名称の変更が生じたため、地方自治法第 260

条第1項の規定により、議会の議決が必要であるために、今回の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第88号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第88号、字区域及び名称の変更につ

いては、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第89号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第9、議案第89号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第89号、農作物共済無事戻し金の交付につきまして、提案のご説明を申し上げます。

交付対象は、平成23年度から平成25年度までの3年間の共済掛金の2分の1の額から、この3年間の支払い共済金と前2年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものであります。

その内訳は、水稻において交付対象者570名、交付金総額41万6,472円、うち町負担分31万2,354円、連合会請求分10万4,118円で、麦においては交付対象者2名、交付金総額8,444円、全額町負担でございます。交付時期は平成27年1月28日を予定をいたしております。

以上、農業災害補償法施行規則第24条及び佐用町農業共済条例第42条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案について討論を終結します。
これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員であります。よって議案第 89 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 90 号 畑作物共済無事戻し金の交付について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 10、議案第 90 号、畑作物共済無事戻し金の交付についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（石黒永剛君） ただ今、上程をいただきました議案第 90 号、畑作物共済無事戻し金の交付につきましても、提案のご説明を申し上げます。

交付対象は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払い共済金と前 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。

その内訳は、大豆において交付対象者 8 名、交付金総額 24 万 2,579 円で、全額を連合会請求分により充当し、交付時期は平成 27 年 1 月 28 日を予定いたしております。

以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 96 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜われますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 90 号、畑作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 91 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 11、議案第 91 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 91 号、園芸施設共済無事戻し金の交付について、提案のご説明を申し上げます。
交付対象は、先の 2 議案と同じでございます。
その内訳は、園芸施設において交付対象者 11 名、交付金総額 7 万 2,524 円で、全額を連合会請求分により充当し、交付時期は平成 27 年 1 月 28 日を予定いたしております。
以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 119 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。
ご承認賜われますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 91 号、園芸施設共済無事戻し金の
交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 92 号 町道路線の廃止について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 12、議案第 92 号、町道路線の廃止についてを議題と
します。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、提案の説明をさせていただきます。
まず初めに、このたびの町道に関する案件は、河川改修事業により廃止となった路線、
また、新たに整備された路線、起点、終点が変更になった路線の変更を行うものでござい
ます。
それでは、ただ今、上程いただきました議案第 92 号、町道路線の廃止について、提案
のご説明を申し上げます。
町道路線の廃止、2 路線を上程をいたしております。
整理番号 20286 番、路線名、笹ヶ丘支線と整理番号 20583 番、路線名、小赤松 1 号線
は、河川改修事業に伴い、河川幅が広がったため、河川区域に入る町道 2 路線を廃止しよ
うとするものでございます。
町道路線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必
要でございますので、ご承認賜われますようお願い申し上げて、提案の説明とさせてい
たいただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 92 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定して
おりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 92 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生
常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 92 号、町道路線の廃止につ

いては、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13. 議案第 93 号 町道路線の認定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 13、議案第 93 号、町道路線の認定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 93 号、町道路線の認定について、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の認定案件 3 路線を上程いたしております。

整理番号 10552 番、路線名、上町塔ノ元支線。整理番号 10553 番、路線名、大成支線および整理番号 10554 番、路線名、山平川端線の 3 路線は、いずれも佐用川河川改修事業により新たにできました河川堤防上の道を町道認定しようとするものでございます。

以上、3 路線の道路認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議長（石黒永剛君） ちょっと休憩します。

午前 10 時 04 分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解きます。

町長（庵途典章君） どうも失礼しました。こちらの間違いで路線が 1 路線抜けておりまして、改めて提案の説明をさせていただきます。最初から説明をします。よろしく申し上げます。

まず、町道路線案件 4 路線を上程をさせていただきます。

まず、整理番号 10552 番、路線名、上町塔ノ元支線。整理番号 10553 番、路線名、大成支線。また、次に整理番号 10554 番、路線名、山平川端線および整理番号 10555 番、平福川端線の 4 路線を町道として認定しようとするものでございます。

以上、4 路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でありますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 93 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 93 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 93 号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14. 議案第 94 号 町道路線の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 14、議案第 94 号、町道路線の変更ついてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 94 号、町道路線の変更について、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件 20 路線を上程いたしております。

まず、整理番号 10023 番、路線名、栄町中河原町線から整理番号 10048 番、路線名、吉福川端線までの 7 路線は、佐用川河川改修事業に伴い、路線の起点や終点が変わる路線であります。

次に整理番号 10068 番、路線名、下田本村線につきましては、佐用川河川改修事業により、株式会社横山基礎工事の企業用地が河川区域に買収され、その代替え地の整備に伴い、町道のつけかえが必要となったもので、本年 6 月議会におきまして、つけかえ前の町道の廃止を承認いただいている箇所であります。このたび、つけかえ工事が終了いたしましたので、つけかえ後の道を町道認定するものでございます。

次に、整理番号 10184 番、路線名、中土居上道線から整理番号 30402 番、路線名、徳久 92 号線までの 12 路線は、河川改修事業に伴い、路線の起点や終点が変わる路線であります。

以上、20 路線の町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要となりますので、ご承認賜われますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 94 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 94 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって議案第 94 号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 95 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 15、議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

国において、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度の実施が平成 27 年 4 月から予定されております。

この新制度により、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施を必要とする事由が見直されるため、施設型給付費等の子どものための教育・保育給付の支給認定を行う際の要件として、保育の必要性の認定に関する基準を町条例で定めるものでございます。

なお、保育の必要性に係る認定基準について、従来の就労等要件のほか、新たに求職活動、就学・職業訓練、虐待や DV の恐れがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることなどを要件に加え、国が定める基準に基づいて定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 95 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 95 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16. 議案第 96 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 16、議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先ほどの、議案第 95 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例で提案の説明を申し上げましたとおり、子ども・子育て支援新制度により、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準が一部変更されるため、佐用町保育園条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

議長（石黒永剛君） これより質疑に入りますが、議案第 96 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 96 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 96 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17. 議案第 97 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 17、議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、産科医療保障制度の見直しに伴い、出産育児一時金の支給額について産科医療保障制度掛金の引き下げにより、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を 42 万円に維持するために条例の一部を改正しようとするものであります。

産科医療補償掛金の引き下げに伴い、加算額は引き下げとなりますが、平均的な出産費用が増加しており、妊産婦の実質的な負担軽減の観点から、加算額の総額が現行と同水準になるよう基本額を引き上げることとされたものでございます。

ご承認賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 97 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 97 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 97 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18. 議案第 98 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 18、議案第 98 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 98 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当と年金の併給調整が見直されたことにより、佐用町消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行ないます。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） これは法律の改正に伴う条例改正ではあるんですけど、条文がこのようになって実態としては、変化がありますか。ちょっと、具体的に法改正に伴って、佐用町で具体的な内容変更があるのかどうか。あれば、どういう状況なのかお尋ねします。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これまで公的年金を受給する方は、児童扶養手当を受給できませんでした。これが平成 26 年の 12 月以降、この条例が採択されればですけども、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになるということでございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 施行された後に具体的になるということですけども、対象者というか、そういうような具体的な予定というか、そういうものは分かりますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 現在、私どもで確認できておる受給対象者はございません。

議長（石黒永剛君） ありませんか。ないようですので、これで質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 98 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 99 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 19、議案第 99 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

法律の制定趣旨につきましては、ご案内のとおり教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携を強化するなど、教育委員会制度の抜本的な改革を行うとして、平成 27 年 4 月 1 日に施行されるものでございます。

その法律の概要でございますが、まず、1 点目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を議会の同意を得て、特別職の身分として、地方公共団体の長が任命し、その新教育長は、一つ目に、教育委員会の会議を主宰すること。二つ目には、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。三つ目に、事務局の事務を統括し、教育委員会の会務を総理することでございます。

次に 2 点目は、新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会委員による新教育長のチェック機能を強化するとして、一つ目に、法改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関となるため、その意思決定は出席者の多数決によって決せられ、新教育長と委員の役割が引き続き重要なものであること。二つ目は、会議の招集や新教育長に委任した事務の執行状況の報告義務を規定したこと。三つ目に、教育委員会は、必要に応じて、新教育長への委任事項について方針を定め、議論する中で必要に応じて事務の執行を是正し、又は委任解除が可能であることとしていることでございます。

次に 3 点目は、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、その地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定め、遅滞なく公表しなければならないといたしております。

次に 4 点目は、地方公共団体の長は、自身と教育委員会で構成する総合教育会議を設け、大綱の策定・変更に関する協議や教育を行うための諸条件の整備、その他教育、学術、文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が発生するおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議などを行うことといたしております。

最後に、この改正法は、平成 27 年 4 月 1 日施行となるところでございますが、改正法の施行の際、現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するという経過措置が設けられているところでございます。

以上の改正法の制定趣旨と内容を踏まえて、その法施行に伴います本町の関係条例の整備に関する条例の制定内容をご説明を申し上げます。

まず、第 1 条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正でございますが、新教育長に一本化されることにより、教育委員長とその職務代行者がなくなりますので、委員のみを規定し、その報酬につきましては、平成 23 年 4 月 1 日現在の教育行政調査及び地方公務員給与の実態と近隣市町との均衡を図り、年額を月額に改め、月額 3 万 4,200 円といたしております。

次に、第 2 条及び第 3 条でございますが、まず、教育公務員特例法第 16 条第 2 項の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定めるとの規定が削除され、新教育長に対する給与等の支給根拠が、特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第 204 条となることから、第 2 条につきましては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に教育長を加える改正でございます。なお、給料月額につきましては、現行と同額と規定いたしております。

また、第 3 条につきましては、先ほども申し上げましたように、教育公務員特例法第 16 条第 2 項が削除されたことから、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

次の第 4 条につきましては、議会委員会条例第 19 条の中の教育委員会の委員長を一本化される教育長に改めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。終わります。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 99 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 99 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 99 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20. 議案第 100 号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 20、議案第 100 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 100 号の佐用町立学校設置条

例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

平成 26 年 10 月 28 日に開催されました第 7 回定例教育委員会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号の規定に基づき、議案第 10 号、佐用町立小学校の統廃合についてとして、上月地域の佐用町立幕山小学校、上月小学校及び久崎小学校の 3 小学校を、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止し、新たに、上月地域に上月小学校を同年 4 月 1 日に設置することが決定されましたので、佐用町立学校設置条例の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 100 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 100 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 10 時 50 分とします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 21. 議案第 101 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について

日程第 22. 議案第 102 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

日程第 23. 議案第 103 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の

提出について

- 日程第 24. 議案第 104 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 25. 議案第 105 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 26. 議案第 106 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 27. 議案第 107 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 28. 議案第 108 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 29. 議案第 109 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 30. 議案第 110 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 21 から日程第 30 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 21、議案第 101 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出についてから、日程第 30、議案第 110 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 101 号から議案第 110 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 101 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,731 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 3,934 万 4,000 円に改めるものでございます。

内容につきまして、第 1 表、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては 514 万 8,000 円の増額で、にしはりま環境事務組合負担金などでございます。

使用料及び手数料につきましては 253 万 5,000 円の増額でございます。使用料におきましては 185 万 6,000 円の増額で、行政財産使用料などでございます。手数料におきましては 67 万 9,000 円の増額で、西新宿診療所診療報酬手数料でございます。

国庫支出金につきましては 641 万円の増額でございます。国庫負担金におきましては 860 万 4,000 円の増額で、障害者福祉サービス負担金などでございます。国庫補助金にお

きましては 219 万 4,000 円の減額で、社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金 1,484 万 1,000 円を追加にする一方で、社会資本整備総合交付金 1,030 万 2,000 円、大規模建築物耐震改修促進事業補助金 283 万 3,000 円の減額などを計上いたしております。

県支出金につきましては 498 万 6,000 円の増額でございます。県負担金におきましては 874 万円の増額で、保険基盤安定負担金などがございます。県補助金におきましては 375 万 4,000 円の減額で、県の補助制度の変更により、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金から市町振興支援交付金への組みかえによる減額が主なものでございます。

財産収入につきましては 835 万 5,000 円の増額でございます。財産運用収入におきましては 10 万円の増額で、土地賃借料でございます。財産売払収入におきましては 825 万 5,000 円の増額で、土地売払代金でございます。

寄附金につきましては、一般寄付金 350 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金 6,923 万 8,000 円の増額で、財政調整基金繰入金でございます。

諸収入につきましては、雑入 3,214 万 7,000 円の増額で、県委託工事費精算金 2,608 万 5,000 円、町有建物災害等共済金 220 万 2,000 円が主なものでございます。

町債につきましては 3,500 万円の増額でございます。主なものといたしまして、児童福祉施設整備事業債 1,230 万円、道路新設改良事業債 2,050 万円の増額などがございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては 3,795 万 1,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては 3,791 万 9,000 円の増額で、主なものといたしまして、退職手当組合への特別負担金 906 万 2,000 円の増額、社会保障・税番号システム整備委託料 2,008 万 1,000 円の追加、情報通信施設の工事請負金 578 万 7,000 円の増額などがございます。戸籍住民登録費におきましては 3 万 2,000 円の増額で、普通旅費でございます。統計調査費におきましては、臨時職員賃金などから調査員等報酬への組みかえでございます。

民生費につきましては、1 億 1,814 万 8,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、1 億 117 万 1,000 円の増額で、国民健康保険特別会計繰出金 7,148 万 5,000 円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金それぞれ 215 万 9,000 円、268 万 5,000 円、186 万 7,000 円の追加、障害福祉サービス費 1,716 万円の増額が主な内容でございます。児童福祉費につきましては 1,697 万 7,000 円の増額で、臨時職員賃金 640 万円の減額、保育園の制服等購入費助成金 14 万 2,000 円、通園用バスの車両購入費 731 万円、上月保育園の厨房備品費 1,300 万円の追加が主なものでございます。

衛生費につきましては 1,386 万円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては 1,414 万 7,000 円の減額で、簡易水道事業特別会計繰出金 1,458 万 9,000 円の減額が主なものでございます。清掃費におきましては 28 万 7,000 円の増額で、クリーンセンター修繕料でございます。

農林水産業費は 825 万 2,000 円の増額でございます。うち、農業費におきましては 498 万 1,000 円の増額で、経営転換協力金 90 万円の追加、延吉地区土地改良事業共同施行補助金 150 万円の増額が主なものでございます。林業費におきましては 327 万 1,000 円の増額で、森林整備地域活動支援交付金 283 万 7,000 円の増額が主な内容でございます。

商工費につきましては 70 万円の増額で、県の河川改修に伴う笹ヶ丘公園整備工事費の増額でございます。

土木費につきましては 604 万 2,000 円の増額でございます。うち、土木管理費におきましては 566 万 8,000 円の減額で、大規模建築物耐震改修促進事業補助金でございます。河川費におきましては 800 万円の増額で、工事請負金の増額でございます。都市計画費にお

きましては1万円の増額で、播磨高原広域事務組合上下水道事業繰出金でございます。住宅費におきましては370万円の増額で、住宅管理費の工事請負金の増額などでございます。

教育費につきましては358万6,000円の増額でございます。小学校費におきまして、703万8,000円の増額で、学校規模適正化事業に伴う制服等購入費助成金625万8,000円の追加が主なものでございます。中学校費におきましては353万2,000円の減額で、スクールバス車両購入費の減額が主なものでございます。社会教育費におきましては8万円の増額で、施設管理委託料の増加などでございます。

災害復旧費につきましては650万円の増額で、農林水産施設災害復旧費でございます。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正により、説明を申し上げます。3ページをご覧ください。

地方債の変更は、児童福祉施設整備事業、道路新設改良事業、歴史的環境保存施設整備事業につきましては、事業量の増加や財源の変更により、起債の限度額をそれぞれ2億9,440万円、3億6,610万円、2,420万円に改めるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、特別会計に入ります。

議案第102号、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,802万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。1ページをご覧ください。

国庫支出金は4,717万5,000円の増額で、うち、一般被保険者の保険給付費の所要額見込にかかる国庫負担金が3,646万9,000円の増額、財政調整交付金の増に伴う国庫補助金が1,070万6,000円の増額でございます。

療養給付費等交付金は1,000円の減額、前期高齢者交付金は21万5,000円の減額、県支出金は1,174万8,000円の増額で、県財政調整交付金の増に伴うものでございます。

繰入金は、他会計繰入金で7,364万4,000円の増額で、内訳は、保険基盤安定繰入金が596万5,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金が231万6,000円の減額、法定外繰入金が6,783万6,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備事業繰入金が215万9,000円の増額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

総務費は215万9,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備委託料でございます。

保険給付費は1億1,700万円の増額で、内訳は療養諸費が9,700万円の増額、高額療養費が2,000万円の増額でございます。

後期高齢者支援金等は、5万5,000円の増額、前期高齢者納付金等は21万1,000円の減額、老人保健拠出金は2,000円の減額、介護納付金は11万7,000円の減額で、それぞれ本年度の拠出金額の確定によるものでございます。

諸支出金は1,668万8,000円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の保険給付実績に基づく、療養給付費交付金返還金が主なものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第103号、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,930万2,000円に改めるものでございます。

まず、その内容につきまして、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で213万5,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備事業繰入金が主なものでございます。

繰越金は9万2,000円の減額、諸収入は、償還金及び還付加算金におきまして、過年度遡及更正にかかる還付加算金で3万円の増額でございます。

次に歳出についてであります。総務費は186万7,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備事業によるものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により9万2,000円の減額、諸支出金は、償還金及び還付加算金で、前年度補助金の精算による29万8,000円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第104号、平成26年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,178万6,000円とするものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。

国庫支出金につきましては350万3,000円の減額であります。内容は、国庫負担金のうち、介護給付費負担金350万3,000円の減額でございます。

県支出金につきましては350万3,000円の増額でございます。内容は、県負担金のうち、介護給付費負担金350万3,000円の追加計上でございます。

繰入金につきましては269万6,000円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては268万6,000円を追加計上いたしております。主なものは、社会保障・税番号制度システム整備事業繰入金の増額であります。また、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金から1万円を追加計上いたしております。

次に歳出であります。総務費につきましては268万6,000円の増額であります。内容は、総務管理費のうち、社会保障・税番号制度システム整備委託料268万5,000円の増額が主なものであります。

次に、保険給付費でございますが、介護サービス等諸費の824万4,000円の減額は、地域密着型介護サービス給付費負担金7,879万6,000円の減額、施設介護サービス給付費負担金6,821万2,000円の追加計上が主なものでございます。支援サービス等諸費の1,052万4,000円の増額は、介護予防サービス給付費負担金799万6,000円、介護予防住宅改修費負担金240万8,000円の増額が主なものでございます。その他諸費の13万2,000円の減額は、審査支払手数料の減額でございます。高額介護サービス等費の467万5,000円の減額は、高額介護サービス費負担金の減額であります。特定入所者介護サービス等費の252万7,000円の増額は、特定入所者介護サービス費負担金273万3,000円の増額が主なものであります。

次に、地域支援事業費におきましては、一次予防事業費のうち、講師謝金2万4,000円の減額、費用弁償2万4,000円の増額であります。

諸支出金の1万円の増額は、第1号被保険者保険料還付加算金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第105号、平成26年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加をし、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,120万7,000円とするものでございます。

その内容につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。

繰入金につきましては120万円の増額で、一般会計繰入金であります。

民生費につきまして、120万円の増額でございます。内容は、老人ホーム費のうち、修繕費54万円、備品購入費66万円の増額でございます。

今回の補正は、朝霧園入所者からの一般寄附金による増額補正でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第106号、平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,470万2,000円に改めるものであります。

その内容につきまして、まず、歳入からご説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,458万9,000円の減額でございます。

繰越金につきましては1,540万9,000円の増額で、前年度決算による増額でございます。

次に歳出でございます。簡易水道事業費につきまして82万円を増額いたしております。その内訳は、事務所移転に伴う料金システム端末を追加する必要が生じたことによる委託料41万1,000円の増額と、消費税の確定申告による今年度中間納付に不足が生じるために公課費40万9,000円を増額補正をいたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第107号、平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,571万8,000円に改めるものでございます。

その内容につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。諸収入におきまして665万9,000円の増額で、天文台公園運営委託金の増額でございます。

次に歳出であります。教育費におきまして665万9,000円の増額でございます。西はりま天文台公園の電話交換機設備の取りかえ工事請負費が410万4,000円の増額、屋内展示のため3Dシアター用プロジェクターやシルバースクリーンの備品購入費で312万2,000円の増額が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第108号、平成26年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,672万3,000円とするものでございます。

その内容につきまして、歳出のみの説明となります。1ページをご覧ください。

総務費の36万円の減額は、歯科医師報酬の実績見込みによる減額でございます。

医業費の36万円の増額は、オートクレーブ滅菌器購入費としての追加計上でございます。

以上、歯科保健特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして議案第109号、平成26年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に収入・支出それぞれ244万9,000円を追加し、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ1億745万6,000円に改めるものでございます。

まず、収入からご説明申し上げます。共済事業収益につきましては244万9,000円の増額で、全額が営業収益でございます。

次に支出でございますが、予算書2ページをご覧ください。共済事業費用につきましては244万9,000円の増額で、全額が営業費用でございます。

次に各勘定の内容についてのご説明をいたします。

農作物共済は、水稻・麦の無事戻し金交付計画に伴い、収入では、農作物連合会特別交付金、支出では、農作物無事戻し金、それぞれ2,000円の増額でございます。

家畜共済は、評価基準の変更に伴い、収入では、家畜共済掛金200万円、支出では、家畜保険料100万円、技術料60万円、家畜責任準備金繰入40万円の増額でございます。

畑作物共済は、大豆の無事戻し金交付計画に伴い、収入では、畑作物連合会特別交付金、支出では、畑作物無事戻し金、それぞれ24万2,000円の増額でございます。

園芸施設共済は、園芸施設の無事戻し金交付計画に伴い、収入では、園芸施設連合会特別交付金、支出では、園芸施設無事戻し金、それぞれ7万2,000円の増額でございます。

業務勘定は、家畜共済の評価基準変更に伴い、収入では、賦課金13万3,000円、支出では、支払賦課金8万9,000円、損害防止費4万4,000円の増額であります。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第110号、平成26年度佐用町石井財産区特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ462万1,000円に改めるものでございます。

その内容につきまして、まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては10万9,000円の増額で、分収造林契約地における分収交付金の交付による、財産売払収入の増額によるものであります。

繰越金につきましては86万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定額の計上によるものでございます。

次に歳出でございます。総務費につきましては、97万1,000円の増額で、総務管理費の予備費を増額計上いたしております。

以上、佐用町石井財産区特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第101号から議案第110号までの一般会計並びに特別会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

それぞれご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明を終わります。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第101号から議案第110号につきましては12月16日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議長（石黒永剛君） 続いて日程第31、同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。
平成26年12月26日をもって、塚崎博行教育委員の2期目の任期が満了いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により再任いたしたく、同法第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。
また、3期目の任期でございますが、同法第5条第1項の規定のとおり、平成26年12月27日から4年となっているところでございます。
ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第7号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第32. 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

議長（石黒永剛君） 続いて日程第32に入ります。請願についてであります。
今期定例会に請願1件を受理しております。
請願第4号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は、会議規則第87条の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。
それでは、請願第4号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。1番、加古原瑞樹君。

〔1番 加古原瑞樹君 登壇〕

1番（加古原瑞樹君） 1番議席、加古原瑞樹です。

ただ今、上程していただきました手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について説明をさせていただきます。

配付させていただきました請願書のほうを朗読をもって説明とさせていただきます。

まず、要旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することです。

理由としましては、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えられるということで請願をさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔反対討論なし〕

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方はありますか。

〔賛成討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより請願第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第4号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって請願第4号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は、採択することに決定しました。

[加古原君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 議長。動議を提出します。

先ほど請願が採択されましたので、手話言語法制定を求める意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（石黒永剛君） ただ今、加古原瑞樹君から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） 賛成者あり。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで、暫く休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

議長（石黒永剛君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

加古原瑞樹君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書案が文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

議長（石黒永剛君） それでは追加日程第1、発議第5号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第4号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
これより発議第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員と認めます。よって発議第5号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第33. 委員会付託について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第33に入ります。
日程第33は、委員会付託についてであります。
ここで資料配付のため、しばらく休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（石黒永剛君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日12月9日から15日までの本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、12月16日、火曜日午前9時30分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご了承くださいようお願いいたします。
それでは、本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時33分 散会